

第6回 文京区基本構想推進区民協議会

日時：平成25年10月1日（火）

18時30分～20時28分

場所：シビックセンター24階

区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第6回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」	会 長	辻 琢 也	学 識 経 験 者
	副 会 長	平 田 京 子	学 識 経 験 者
	団 体 推 薦 委 員	八 木 晶 子	文京区立幼稚園PTA連合会
	団 体 推 薦 委 員	武 智 弘 英	文京区立中学校PTA連合会
	団 体 推 薦 委 員	平 井 宥 慶	文京区民生委員・児童委員協議会
	団 体 推 薦 委 員	清 水 智 博	文京区立小学校PTA連合会
	団 体 推 薦 委 員	岡 田 伴 子	文京区女性団体連絡会
	団 体 推 薦 委 員	上 田 武 司	文京区商店街連合会
	団 体 推 薦 委 員	鷹 田 芳 郎	文京区町会連合会
	公 募 委 員	小 林 博	
	公 募 委 員	富 田 鋼一郎	
	公 募 委 員	伊 與 裕 子	
	公 募 委 員	小 林 省 太	
	公 募 委 員	高 橋 智 子	

「幹事」	企 画 政 策 部 長	手 島 淳 雄
	総 務 部 長	渡 部 敏 明
	危 機 管 理 室 長	松 井 良 泰
	区 民 部 長	田 中 芳 夫
	福 祉 部 長	八 木 茂
	保 健 衛 生 部 長	宮 本 眞 理 子
	都 市 計 画 部 長	高 橋 豊
	土 木 部 長	曳 地 由 紀 雄
	資 源 環 境 部 長	中 島 均
	施 設 管 理 部 長	中 村 賢 司
	企 画 政 策 部 企 画 課 長	久 住 智 治
	企 画 政 策 部 政 策 研 究 担 当 課 長	大 野 貴 史
	企 画 政 策 部 財 政 課 長	大 川 秀 樹
	企 画 政 策 部 広 報 課 長	加 藤 裕 一
	総 務 部 危 機 管 理 課 長	榎 戸 研
	総 務 部 防 災 課 長	松 永 直 樹
	福 祉 部 福 祉 政 策 課 長	内 野 陽

福祉部高齢福祉課長	須藤直子
福祉部障害福祉課長	渡邊了
福祉部生活福祉課長	太田治
福祉部介護保険課長	小池陽子
福祉部国保年金課長	島村邦昭
福祉部福祉センター所長	福澤正人
保健衛生部生活衛生課長	小澤信雄
保健衛生部健康推進課長	志賀美知代
保健衛生部予防対策課長	渡邊洋子
都市計画部計画調整課長	高橋征博
都市計画部指導課長	佐野正
都市計画部住宅課長	澤井英樹
都市計画部地域整備課長	海老澤孝夫
都市計画部建築課長	長塚隆史
資源環境部環境政策課長	小野光幸
資源環境部リサイクル清掃課長	鈴木裕佳
施設管理部施設管理課長	鵜沼秀之

○久住企画課長 それでは、皆様こんばんは。定刻になりましたので、第6回文京区基本構想推進区民協議会を開催させていただきます。

それでは、辻会長よろしく願いいたします。

○辻会長 それでは、第6回基本構想推進区民協議会を始めます。

最初に、委員の出欠状況や配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○久住企画課長 それでは、事務局から本日の出欠についてのご報告です。

本日、大屋委員、上野委員、小西委員、永井委員、東田委員、藤田委員、八木委員からご欠席のご連絡をいただいております。

それと、本日お送りをいたしました資料のご確認と、一部ちょっと修正をいただきたい、ページずれ等がありましたので、ご確認をいただければと思います。

本日は、次第のほか、資料12、13、14号の三つの資料です。

恐れ入りますが、13号でお渡しをいたしました目次となっているところですが、福祉・健康の分野の生活福祉以下が17、22、28となっていますけれども、それぞれ1ページずつ前になって、16、21、27、その下の35も34ということで、1ページずれておりましたので、1ページずつマイナスにしてご記入をいただければと思います。

それと、もう一つ、資料第14号の11ページです。これは4-3の(3)、委員からいただいた意見等の欄の上から一つ目の2行目になりますけれども、町会という文字が正しくなっていませんでしたので、町内会の町会という形でご訂正いただければと思ってございます。

それと、本日もこの議論を進めてまいりますので、議論に関連の深い部の課長等が出席をさせていただきます。

また、事前の資料と、それから、基本構想の実施計画が必要な方はご用意してございますので、お手を挙げていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、これから答弁等については、座らせていただいて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○辻会長 それでは、本日第6回目からは、これまでの審議の中で皆様からいただいた意見を踏まえて、区が作成しました実施計画素案につきまして、今度は2回に分けて議論をしていきたいと考えております。

したがいまして、本日は、福祉・健康分野と、まちづくり・観光分野、この2分野について検討を進めていきます。

大項目ごとに関係部長から説明してもらい、その後、委員の皆様からご意見をいただくという順番で考えております。

これから、審議に入るのに先立ちまして、今後の審議の進め方について、私のほうから改めて説明をさせていただきます。

ただいま説明しましたとおり、本日、部長からご説明をいただいた後、この出席しました部長

の方より、いただいている委員の皆様の意見については、可能な範囲でまずお答えをいただくということにしております。

その回答につきまして、さらに意見があった場合には、皆様のほうから重ねてご質問をいただき、それに対して、また改めて部長が答弁していただくという順番になります。

こうしたやりとりを重ねていただきまして、一度このサイクルが終わった後、議論としては終了させていただきまして、意見は意見としていただき、それから、この2回後ですね、最終回にもう一度、年明けに、今日審議いただいて未了のものについては、パブリックコメントの後、改めてまた議論することがありますので、その間に再び議論ということにしていきたいというふうに思います。

それから、また議論を終了させた後、引き続き質問がある、ご意見がある場合には、メール等で、後日でもまた事務局にお送りいただきまして、これをまたまとめて回答するという形で、しっかり議論を重ねていきたいというふうに思います。

限られた会議の時間ですが、より幅広く多くの方の意見をいただきたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、審議を始めます。

まず、今回はこの分野別審議に先立ちまして、これまでも何度かご意見をいただいております、基本構想実施計画における指標の基本的なあり方ですね、これについて、この中には今後の議論の中でも重要な点が集まっておりますので、まず、事務局から説明を改めてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○久住企画課長 それでは、資料第12号に、これまで皆様にご議論をいただきました検討の経過等々について、もう一度改めて指標についてのご意見等もたくさんいただきましたので、この考え方について一定整理をいたしましたので、改めて12号で、この指標についての考え方を整理させていただければと思っております。

指標についての考え方については、これまでも何度かご説明をさせていただきましたけれども、基本構想については3年ごとの計画として事業を盛り込んでいくということと、それから、区の仕事については、3年ごとに実施する実施計画だけではなくて、毎年毎年予算をつくっていきますので、そういった具体的な基本構想の実施計画にプラスした事業によって実現をしていくことで、基本構想、10年後の基本構想に掲げた将来像、さまざまな分野の将来像についての実現を図っていくということ、こういったことでPDCAのサイクルを回して進行管理を行っていくということをご説明をさせていただきました。

ご議論いただいてまいりました、それぞれの各項目の将来像、もしくは、実現に向けた基本的な取り組みについて、進行管理を行うものさしが必要になるということから、これまでものさしとしての指標についての議論をいただいていたということ、いわゆる、その進行管理を行うものさしをこれからどうするかということ、ご議論をいただきました。

これまでの区としてお示しをした考え方については、2に記載のとおり、大きくは成果指標でなるように考えていきたい。いわゆる、区が実施した事業の成果を図る指標として、例に書いてありますように、刑法犯の認知件数や、セミナーを受講された方がどの程度満足をしたのかといった成果を指標としていきたい。

ただ、活動の指標、事業をどのぐらいやったのかといった活動量や実績といったものも入っておりますけれども、基本的には成果指標にしていきたいけれども、なかなかこの成果指標が盛り込めないものについては、活動の指標としてお示しをしているということになっています。

ここの四角に書いてありますように、今申し上げましたように、成果指標をつくっていく、直接的に区の施策や事業と成果が関連するものをつくっていくということで、例に書いてありますように、施設利用者の満足度等を盛り込んでいきたい。これがなかなか難しいという場合については、優先順位2に掲げましたように、成果指標の中で、区の事業だけでは達成できないような交通事故の死傷者数のようなものを入れていこうと。これらによってもなかなかこの設定が難しいものについては、商店街の加入数のような活動の指標を入れていこうということで、これまで設定をして皆様からご意見をいただいております。

数値の設定についてですけれども、こちらについては、計画期間における現実的な数値をもとに年度ごとの客観的な評価を行うということから、数値を設定してございます。

この委員会の中でも皆様からご議論いただいたように、せっかく前計画からの継続性があるものもあるので、3年ごとに新しい実施計画の中で見直すものは見直す必要があるけれども、見直さないもの、前計画のものを引き継ぐものもあっていいのではないかとといったことがご意見としていただいておりますので、したがって以降に書いてありますように、この四角に書いてあります優先順位に照らしながら、より有効な指標がある場合については見直しを行っていく。また、今の盛り込んである指標が新しい指標案に対して、同程度、または有効である場合については、今盛り込んであるものについて提示をするということで考えをまとめておりますので、これについて、指標についてはこういうような形で検討をしていきたいというふうに思っております。改めて、これまで皆様からご議論をいただいたことを含めて、指標についての考え方をまとめております。

以上でございます。

○富田委員 今、12号の説明をいただきまして、ありがとうございます。改めて、私は今回参加させていただいて、この指標づくりの議論が、どうもずっともどかしさを感じておったのですが、その原因がわかった気がいたします。私も誤解をしていた部分があるのですね。

私の言葉で申し上げますと、活動指標と成果指標をつくるということであったわけですが、私はこの協議会の場というのが、基本構想実現のために、区と区民が一緒になって取り組んでいく、そういう指標づくりだと僕はずっと思っていたのです。

ところが、ここの説明によると、成果指標、活動指標、それどちらも区が実施した事業、区が

やる事業だと、区がやる事業について指標を設けるんだということで、何ら区民は巻き込んでいないということがわかりました。

区政は、区の職員の方々は、我々区民のお金を使って、あなた方のお金を使って、私どもがやる事業の指標はこういうものだと、自己申告の指標をつくられたんだなということは、改めてわかりました。随分、矮小化したものになってしまっていて、区民はサービスを受けるだけというような意識になりそうな感じがするのです。極めて残念な気がいたしています。せっかくこれだけの時間とお金をかけて、非常に矮小化された議論をこの会でやっているのだということがわかりました。

それから、もう一つは、とても大事な言葉が出てきています。アウトプット指標ではなくて、できるだけ成果のあるアウトカム指標にするという考え方ですね。これは私もとても大事なことだと思います。

ところが、このアウトカム指標で、区の今説明があったのですが、例として挙げるのは全て満足度、施設利用者の満足度を見てアウトカム指標にしている、これも非常にちまちました矮小化したものに、アウトカムというものをしているといっているので、極めて残念に思っています。

お聞きしたいのは、この満足度指標以外に、ほかにどんなアウトカム指標をお持ちなのでしょうか。

やっぱりその満足度指標、それは非常に……の小さいものの満足度指標を出しているんですね。今回の今日の中にも満足度指標が一つありますが、満足度、ごく少数の参加者の満足度が80%から85%にする、それが区民にとってどういうことなのか、私にはさっぱりわかりません。確かに上がったことは、上がる目標を立てるのはいいことかもしれませんが、区民にとってそれがどういうことなの、ほとんど、どうでもいいことだというような感じがします。

ただ、区の職員さんにとっては努力した成果を見たいのだと、これはもう自己満足度の指標のような気がしますが、区民にとっては随分か離れたものだなというふうに思います。成果指標にしてもそういうことですから、活動指標にしてみれば、もっとそういうことだろうというふうにも思います。

ちょっと今のご説明で感じたのは、この2点です。

○**社会長** 事務局、いかがですか。

○**久住企画課長** 富田委員にご指摘いただいております、区民の方々と行政が一緒になって、何かこういいものをつくっていこうというのは、基本ベースの考え方としては大事にしていきたいと思っていますし、その考え方に沿ってこの協議会なんかも運営しているということなんです。基本的にこの基本構想の実施計画に盛り込む事業というのは、区が中心になって、主体的に区民の皆さんと一緒にやるものもありますし、区が実施をするものをここでお示しをするといった性格のものになっていますので、考え方としては区民と皆さんと一緒にやるというのは、大上段として持っていますけれども、基本的なこのつくりとしては、区が実施をする事業について区民の

方にお示しをするというものになっているということから、そういった指標の策定になろうかなというふうに思っています。

なかなかこの分野が多岐にわたっているということで、この指標の満足度というのも、かなりアウトプット、何かやりましたというような単純なものよりも、もう少し踏み込んだもの、前計画からさまざまな議会ですとか、前委員の皆さんからも、こういう指標じゃなくて、もう少し何が変わるのかといったものに盛り込むべきだという議論を3年間ほどいただいてきた結果、こういうような形でお示しをする形になっているということについては、お答えをしておきたいなというふうに思います。

以上です。

○富田委員 各論に入る前に質問させてください。この事務案と計画素案が大体出そろった段階で、ぜひお聞きしたいことがあります。それは区長さんがどのぐらい関与されているかということなんです。今の段階で、区長さんはどういう形でこの素案にインボルブされておるのでしょうか。

○社会長 それでは、事務局お願いします。

○久住企画課長 基本的には区長の命を受けてやっているということなんです。具体的には、それぞれの事業についてはさまざまな指摘や指示をいただいておりますし、今回お示しをする素案については、この3年間の中で重点的に取り組むものということで、予算や何かの中で査定をいただいて、区長の考え方もかなり色濃く盛り込まれているものだなというふうには思っておりますけれども、基本はそういう形で、区としての決定ということで盛り込んでありますので、どの程度というのは、ちょっと濃淡についてはよくご説明できない感じはありますけれども、区として決定をするということについては、当然、実際の長である区長の決定を受けてということになりますので、そういった意味で実施計画に盛り込むもの、それから、これから若干、重点的に取り組むものについても今検討をしている最中ですので、プラスアルファのものを盛り込まれてきますけれども、それは全て区としての意思決定ということになりますので、区長の意思決定を反映したという形でご理解をいただければと思います。

○社会長 よろしいですか。

その他、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○小林（省）委員 今、富田さんがおっしゃっていたことで、私は余り区は区、区民は区民という形ではばらばらになってやっているという感じはしませんけれども、ずっとその成果指標というのが、一体何を言いたいのかというのはずっとわからなくて、この成果指標とか活動指標という言葉はこれまでも使われていましたか。

○社会長 幾つかこの会を開催するときに基本的なお話をさせていただいて、なるべくこのような形で指標についてはアウトカムというご説明だったり、そのやった結果がどのようなことで区

民の生活に反映できたのかというような判断ができるようなものにしたいということで、成果指標と活動指標という言葉を使ってきたかと思えますけれども、いわゆる、そのような指標にしていきたいということで、この四角の優先順位、1、2、3のようなお話は、どこかでお話はさせていただいたと思っております。

○**小林（省）委員** わかりました。つまり、そういう議論がきちんとされているならいいんですが、それから、しかもその優先順位というのがこういうふうにきちんとあるのであれば、ちょっと逆に言うと、我々がこれまで話してきたことが散漫になっていたんじゃないかなという感じがしてならないんですよ。

最初にこういう立てつけがあるのであれば、きちんとそういうふうな話で、例えば、このテーマについてこういう成果指標が考えられないか、例えば事務局というか、あるいは区のほうで考えられなくても、我々のほうで何か知恵が出せないのかというような発想で議論が進んでこなかったような気がするのですね、その辺がちょっと、これからちょっとちゃぶ台返しみたいになってしまうかもしれませんが、そうすると、その成果指標みたいなものについて、これは活動指標じゃなくて成果指標をもうちょっと知恵を絞れば考えられるのではないかみたいなことが、出てきかねないような気がするのですけれども。

○**社会長** あり得ますね。それはしようがないと言ったらあれですけども、意図的に出さなかったわけじゃないんですが、今、皆さんからいろいろご指摘を受けて、改めてやっぱりこれ提示しなくてはだめだと、私もこれを見て改めて少し整理されたところがありますので、これを踏まえて、また皆さんのほうからいろいろご指摘いただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○**富田委員** 先ほどの質問に返るのですが、成果指標で満足度というのを例に挙げていますが、それ以外に、満足度以外にどういう成果指標をお持ちでしたのでしょうか。

○**久住企画課長** 本日もご議論いただきます福祉・健康、まちづくり・環境のところ、各担当する部長のほうからご説明をさせていただく中でのところと少しかぶりますけれども、例えば、私たちの中で非常に重いなというか、そういう、いいなというふうに思うのは、例えば12ページのようなところでは、資料13号の12ページのところです、ちょっとまだ全部ということではなくて、ぱっと見た感じですけども、例えば退院後の精神障害者の地域定着率というようなものというのは、かなり取り組みなどの緻密に行わなければいけない部分だとか、それから、区だけが行うわけではなくて、さまざまな地域の皆様とこういった支援の輪を広げていかなければならないということもなりますので、そういう意味では、今、富田委員からご指摘のあったその満足度だけでないものということになると、一定こういった12ページに書いてあるような指標というものも、かなり成果に近い指標になっているのかなというふうには思っております。

○**社会長** よろしいでしょうか。これから議論の中に入って行く中で、今この基準に照らして、皆さんのほうから改めてこれでいいのかどうか、ご確認をいただくということにしていきたいと

思います。

○平田副会長 それでは、これまで4回にわたって、指標を中心に全分野について委員の皆様にご議論をいただいてきました。前回、私も言ったんですが、実はこの協議会の目的は、指標だけではありません。指標はごく一部のものであって、全体に皆さんに見ていただきたいのは、今後3年間の計画事業全体なわけです。ですが、指標の議論から先に始めましたので、皆さん非常に詳しく意見をおっしゃっていただいて、ばらばらに審議がされてきたわけではなくて、皆さんのご意見を十分くみ取るように区も努力されたと思っています。

ですので、その結果、それから、皆さんの意見一つ一つが大事ですので、どのように反映されたかを記録に残し、かつ、全部にお答えしている時間がもったいない、もったいないと言ったら失礼なんですけれども、全部にお答えする時間がとれなくて、本当の議論のほうに時間を割きたいので、皆さんの意見はどのように反映されたのか、また、反映が難しかったのであれば、それがどのような理由によるものなのか、それらをわかりやすく示したものを資料の第14号として作成していただくよう、会長ともご相談し事務局に指示いたしました。ですので、14号送られていると思います。ですので、それをごらんになった上でのことだと今回理解しております。

ですから、これから資料第13号の素案を基本として議論をしていくんですけれども、皆さん、指標だけじゃなくて、今後3年間の区の全体像をぜひご議論いただきたいので、13号と並べて14号はご確認いただいて、もし何か質問があるようであれば、後日、または最後時間があるようでしたら、おっしゃっていただきたいと思います。

以上です。

○辻会長 それでは、具体的な検討に入りたいと思います。

今回示された計画事業につきましては、企画課長から説明した後、福祉・健康分野について、各中項目に掲げる指標案の変更点等を中心に、担当の部長から説明をさせていただきます。

時間の目安としましては、19時半ぐらいをやや過ぎるぐらいまで大丈夫かなというふうに思っております。

それでは、よろしくをお願いします。

○久住企画課長 今、平田副会長からもお話がありましたように、これまでの議論の経過を作成した資料14号と、それから、本日中心にご議論いただく13号についてご説明をさせていただきます。

資料の13号については、これ全部ではないんですけど、分野ごと、本日ご議論をいただく福祉・健康、まちづくり・環境の分野における素案をおつくりしてございます。

少しおめくりをいただければと思いますけれども、1枚おめくりをいただいて、1ページのところをごらんください。1に書いてあります二重線で書いてあるものについては、これは基本構想の引用になっています。

これを受けて、2の四角の一重線で書いてあるものについてが、これからの今後の3か年の方

向性になってございます。

この協議会の中でも、この将来像の実現に向けた今後の3か年の方向性については、例えば、東日本大震災の後、この計画の後に東日本大震災が発生をするなど、状況が変わっているということもありますので、ここについても一定見直しを行うべきだというようなご指摘をいただき、時代にあって今後3年間のものについて、改めて見直しを行ってまいりました。

それと、これからの議論をいただく進行における指標と、それと、5ページまでお進みをいただきますと、5ページに、ここに事業としてはこのような形での個別の事業を行っていくというようなつくり、13号は全部の項目でなっております。

それと、14号ですけれども、14号につきましては、これまで皆様の議論について、どのような形で前計画の指標を、どのような考えのもと変更したのか、変更しなかったのかということで、改めてお示しをしている資料という形になってございます。

13号については、それぞれの項目ごとに各部長のほうからご説明をさせていただきます。

13号と14号の資料のつくりについては、以上でございます。

○八木福祉部長 それでは、資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、福祉・健康分野の高齢者福祉のご説明を申し上げます。資料13号では1ページ、資料14号でも同じく1ページでございます。

指標につきましては、資料14号(1)をごらんいただきますとおわかりのように、アについてはそのまま変わりません。

それから、イについては、「介護保険サービスの利用者数」から「高齢者あんしん相談センターの総相談件数」に変更しております。

ウにつきましては、地域密着型サービスを提供する「施設数」から、「定員」に変更しております。

エにつきましては、「シルバー人材センターの会員数」から、「ボランティア講座に参加した後に実際にボランティア活動をした人数」に変更しております。

これらの理由につきましては、大変恐縮でございます。前回7月の本会議でご説明を申し上げましたので、(2)をごらんをいただくということをお願いをしたいと思います。

資料第14号の(3)指標に関する意見、ご質問ということに対して、少しご説明申し上げますと、上段でございますけれども、介護につきましては、必要な方、すなわち需要と、取り組むべき事業、すなわち供給、こちらをあらわして、そのギャップを指標にしてはどうかというご意見をいただいておりますが、実は個々の介護サービスというのは、利用者のニーズや需要が多ければ民間事業者が参入するという、市場の需給バランスで上限していくということのため、区がかかわっていくという観点からは指標としにくいという面がございますということをご記載しております。

それから、次でございますけれども、介護が必要な方の人数と取り組むべき事業がわかる指標

をとのご意見をいただいておりますけれども、介護サービスは居宅サービスだけでも12の項目があるということでございますので、利用者のニーズによって必要なサービスも変わるため、なかなか一つの指標であらわすということは困難でございます。したがって、介護予防事業としては、現行の指標である参加者数を指標にさせていただいているということでございます。

それでは、資料13号の5ページからをござんいただきたいと存じます。一つ目の指標である高齢者あんしん相談センターということでは、こちら資料の、すみません、さらに8ページまで飛んでいただきまして、一番下の地域包括支援センターの充実ということを進めまして、各センターが地域の中で周知された拠点として役割を果たすことで達成をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、二つ目の指標でございます。介護予防事業参加者数については、6ページ、上から三つ目でございます。介護予防が推進される地域づくりと、その下、認知症予防について、さらに周知を進めまして、事業を充実することにより参加者の増加を図ってまいります。

三つ目の指標でございます。地域密着型サービスの定員については、5ページ、下から2番目、地域密着型サービス施設の整備にありますように、費用の一部補助等により、整備を促進して定員増を図ってまいります。

四つ目の指標であります、高齢者施設ボランティア講座等受講後、活動に参加した人数ということは、6ページの一番上でございます。このような講座をはじめとする活動直結型の講座を実施していくことによって達成をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、福祉・健康分野の障害者福祉の項目に移ります。大変恐縮でございます。資料13号の13ページでございますが、削除をお願いしたいのですが、上から二つ目の日中活動系サービス施設の整備について、一番下の行、「なお、動坂福祉会館についてはNo.85を参照」というこの1行につきましては、修正ミスでございまして削除をお願いしたいと思います。申しわけございません。

この項目につきましては、資料の14号の3ページをまずござんください。指標につきましては、アのほうの障害福祉サービスの利用者については、ご意見を頂戴しました利用率及び利用者数に変更しております。

それから、イ・ウにつきましては、変更ございません。

それで、先ほどもお話がございましたけれども、新しく退院後の精神障害者の地域定着率というものをつくりました。

それで、委員からのご意見でございますけれども、その下のほうをござんいただきますと、障害者の就労継続者数の指標についてでございますけれども、雇用先の状況を示す数値を盛り込むことができないかのご意見をいただいておりますけれども、雇用先が複数のハローワークにまたがるということがありまして、その数字を把握することが大変困難であるということがございます。

逆に、雇用されている職場等の状況が、障害者が良好に受け入れられている結果として就労が継続できているということが考えられることから、現行の指標のままというふうにさせていただいております。

それから、事業については、13号の13ページからをごらんいただきたいと思います。一つ目の指標につきましては、障害者福祉サービスの利用率及び利用者数につきましては、上から二つ目の日中活動系の整備事業、あるいは、一番下の新福祉センターの整備、こういった事業による福祉施設の基盤整備を進めることや、13ページの一番上の障害者地域自立支援協議会の運営事業におきまして、当事者部会等からの意見を踏まえて、地域の相談事業の充実につなげていくというような形で、適切な障害者福祉サービスの利用がなされるものと考えております。

次に、二つ目のグループホームの定足数については、13ページの下から二つ目のグループホームの整備事業を、文京区地域福祉保健計画の障害者計画に基づきまして、整備費等を補助することにより、民間事業者による整備を進めることで定員の増加を図ってまいります。

それから、三つ目の障害者の就労継続者数については、障害者の就労準備における支援の幅を広げていくと、それから、障害者の定着支援をさらに拡充していくということで、ジョブコーチをしていくということで、14ページの上から二つ目、障害者就労支援事業の充実ということを進めて障害者の就労継続者の増加を図ってまいります。

最後の、退院後の精神障害者の地域定着率の指標は、14ページの一番上でございます。こちらの事業の充実を図りまして、地域で安定した生活を支援して地域定着率を高めていきたいというふうに考えております。

続きまして、生活福祉の分野でございます。資料14号、4ページをごらんください。こちらの指標については、ア、イともに、人数から割合に変えてございます。それから新たな指標をつくりまして、住宅支援給付事業利用者のうち就労自立した人の割合というものをに入れてございます。

区民の皆様の意見というのはこちらでござんのとおりで、指標とは直接関係がないということでもございました。

計画事業については、19ページからごらんをいただきたいと思います。一つ目の指標であります生活保護受給者の自立した生活については、19ページの一番上、こちらの事業によりまして、生活保護受給者に対して、ケースワーカーや就労支援専門員が就労支援を行うことにより、生活保護受給者のうち、新たな就労・増収を図った人の割合を高めていくというものでございます。

二つ目の、生活困窮者の自立した生活については、同じくその下の二つ目の住宅支援給付事業でございます。こちらも内容としては書いてございましておりでございますけど、こちらを行うことにより高めてまいりたいと思っております。

次に、三つ目でございますが、路上生活者の自立した生活については、19ページ三つ目の路

上生活者対策事業を進めていくことにより、路上生活者、自立支援センター入所者のうち、就労自立した人の割合を高めていくというものでございます。

ご説明は以上でございます。

○宮本保健衛生部長 続きます、保健衛生部長の宮本でございます。2-4の健康づくり、21ページからでございます。資料14の5ページのほうをごらんください。

指標につきましては、現行のアとウは変更をいたしておりません。イにつきましては、特定保健指導対象者の割合ということで変更いたしました。新たに「患者の声相談窓口」における相談満足度を追加したものでございます。

ご意見に対してでございますが、特に健康づくりの住民の健康度合いがわかるバロメーターということで、歩数等のご提案等もございましたが、なかなか歩数を把握することが困難であるということから、この指標は変更いたしませんでした。

それでは、計画事業でございます。資料13号の25ページをごらんください。

まず、指標の1番目の特定保健指導対象者の割合でございますが、この資料25ページの生活習慣病の予防のところ、健康づくり教室を開催するなど、生活習慣病に関する正しい知識を普及して、生活習慣病予防を積極的に取り組んでいくことによって、この割合を減らそうということでございます。

2点目のがん検診の受診率でございますが、2番目でございます各種がん検診ということで、いろいろながん検診を行い、個別通知、あるいは、啓発を行いながら、この受診率の向上に努めていきたいということでございます。

3番目の「患者の声相談窓口」における相談満足度でございます。これにつきましては、26ページの医療安全対策の推進ということで、相談、苦情に対して、丁寧な対応をして満足度を上げていこうというものでございます。

最後の65歳健康寿命に関しましては、計画事業全般に取り組むことによりまして、総合的にこの健康寿命の延伸をしていこうということでございます。

次に、27ページからの生活衛生環境でございますが、資料14号の7ページをごらんください。現行の指標のアにつきましては、集団給食施設の講習会受講率に変更しようとしたしました。

イについては、同じでございます。新たに、子どもや高齢者等の社会福祉給食施設における自主管理実施率と、狂犬病予防注射接種率を掲げました。

アの集団給食施設の講習会受講率でございますが、前回の協議会におきまして、食中毒ゼロというのを目指すべきだ、あるいは、もっと幅広く行うべきだというようなご意見を頂戴いたしました。その中でやはり食に関するさまざまなリスクがあり、衛生管理の情報など、いろいろなものが必要であると考え、啓発事業への参加者数を指標とするということに変更させていただきました。

また、狂犬病の予防についてのご意見などもいただきましたが、やはり接種率が下がっている

ところから、この接種率は必要と考えてございます。

受講率参加者数は手段ではないかというご意見も頂戴いたしました。確かに、手段ではありませんが、参加者数が増えることで行動変容は行われているという一つの指標ということで指標として設定をさせていただいたものでございます。

計画事業で資料13号の32ページからでございます。まず、食の安全啓発事業への参加者数ということでは、33ページでございます食の安全対策の推進、ここでございますように、事業計画を立て、いろいろな啓発事業と監視指導等を積極的に取り組むというようなところから、参加者数をふやしていこうというものでございます。

2番目の、子どもや高齢者等の施設の自主管理実施率につきまして意識づけをして、そういう施設におきまして取り組んでいただくよう啓発に努めていきたいと考えております。

3点目のレジオネラ症の監視指導件数と講習会参加施設数については、32ページの環境衛生監視の充実ということで、ここを積極的に取り組んでいくことで参加施設数をふやしていこうということでございます。

4点目の狂犬病予防注射接種率でございますが、これは動物との共生社会支援事業ということで、人と動物の共生ができるよう地域主体の取り組みの支援と、適正な飼育の普及啓発、飼い主のマナー向上を図り、接種をしていく必要があるということ、十分に啓発を進めて接種率を上げていきたいということでございます。

ご説明は以上でございます。

○社会長 それでは、これまでの説明につきまして、皆様のほうから質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○伊與委員 今、特老を待っていらっしゃる方が全国で40万人、それから、文京区は大体680人ぐらいと伺っています。それで区内にグループホーム、これは入居者数、数と、それから、民間の介護施設の入居者数、それから、数、今は80代、90代になりますと、自宅でなかなか暮らしていけなくなっておきまして、私の近所でも4件ほど、2カ月ほどの間にいらっしゃらなくなりまして、区内に残られた方がもうお一人もいらっしゃらない状態なんですね。一番近い方が豊島区、あとは千葉、埼玉、神奈川、それで政策をお聞きしていると、地域で暮らそうということを大目標に掲げていらっしゃるのですけれども、現実はそうではないですね。

それで、例えば待機児童は100人前後まで下げてくださいと思うんですけれども、今、特老に入る、今、私は73歳なんですけど、今から申し込んでも入れない、こんな状態だと思うんです。ただ、何もしていないのではなくて、新しくもう1か所おつくりいただけるようなお話も伺っておりますけれども、もしできたとして、どれぐらい解消されるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○社会長 事務局お願いします。

○八木福祉部長 特養を今新しくつくろうという計画はございまして、それについては民間の事業者がつくるということなので、まだ詳しいところまでいっていないというのが実情です。

ただ、通常でいきますと特養の望ましいのは、大体定員100人ぐらいありますと一応経営が少し安定するかなと言われているということから見ますと、大体その規模ではないかなと思われま

す。それで、ただ、今は指標の件でございまして、指標として、例えば特養の入居者可能数を入れるとかということのご提案の趣旨かとも思われるんですけども、そういうことであれば、実は私どもも考えなかったわけではないんですが、実は特養はこれからつくるといっても、2年ぐらいかかってしまうんですね。今、計画はあるんですけども、そうすると、指標にした場合、しばらく数字が変わらない指標になってしまうんで、ちょっと私どもはそれがよいのかどうかと考えました。それよりも今おっしゃった、資料の5ページの4番にあります、地域で住みなれたところだと、先ほど地域密着型というのは、いわゆる認知症の方のグループホームというのも計画的につくっていきこうというふうにしておりますので、こういったことであれば、実は区が公募をします。それで区が公募をすることによって、指定といいますか、それも区の権限でできるということになっていますので、これは区が積極的に関与ができることで、しかも、数字が頑張ればその分、上がっていくというものになりますので、こちらのほうがよりふさわしいのではないかと、今回こちらを指標とさせていただいて、特養のほうは入れていないと、こういう状況にあるということでございます。

○社会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○小池介護保険課長 介護保険課長でございます。今、グループホームの人数というご質問がございましたけれども、今現在、定員が104人ということでございます。今の第五期介護保険計画の中では、来年度までにあと27人ということなんですけれども、なかなか今はやはり土地が見つからない、あったとしても条件に合わないということがございまして、いろいろと工夫を重ねているところでございます。

引き続き、こちらの計画を達成するために公募を続ける、または、補助金等、今は都の補助を利用しておりますけれども、あとは、公有地等の活用も考えつつ、ふやしていきたいと考えているところでございます。

○社会長 はい、どうぞ。

○伊與委員 民間の介護施設はどれぐらいございますでしょうか。

○小池介護保険課長 民間の、いわゆるそこ有料老人ホームのことでしょうか。ちょっと今詳しい数字は持っておりませんが、定数で500ぐらい。ただ、区民の方が実際入っているのは半数程度ということでございます。

○伊與委員 10年計画ということで進められてきて、それで、人数は例えば、今は要介護支援

を含めて7, 347人とお答えをいただいていると思うんですけども、どなた様からのご質問で、それに対して、これだけの数字で、要介護、支援の1、2は今度、厚労省で外す計画も多分あって、そうすると、介護1から3の方たちがなかなか、3だから1人で暮らせるということでもないし、暮らせないということでもないと思うんですよね。

そういうのをきめ細かく10年間で見えていくのであれば、もう少しご努力をいただきたいと思うんですが、年というのは70歳を超えれば二つずつ年をとるわけではなくて、皆さん平等に1歳ずつ年をとるわけなので、そこら辺を勘案してご努力いただければと思います。

以上でございます。

○八木福祉部長 高齢者の方の住まい方ということは、施設だけではないというふうに考えておりました、そのためにも私どもは総合的にまず介護予防ということが大切だなと、場合によっては介護予防をすることによって、要介護状態にならないで済むことも医学的に効果があるというふうに言われておりますので、そちらのほうも積極的に行おうと思っております。

それから、地域でまず暮らしていただくことが基本となっておりますので、私たちは、例えばいろいろなサービスの提供主体を、また公募して決めていくというようなこともやっておりますし、それから、医療と介護の連携、こういったものも地域包括支援センターを中心に医療連携推進員というのを配置しながらやっておると。病院から退院をした方が、いかに地域でまたお住まいができるかということもやっております。

ですから、こういった在宅での住まい方というのも考えながら、総合的に在宅ではどうしてもという方には、特別養護老人ホーム等にお入りをいただいたり、グループホームということで、そちらの充実も考えておるところでございますので、ご理解をいただければと思っております。

○社会長 今の点は非常に重い指摘だと思ひまして、指摘の項目はいわゆる今の政策内容面で、今のペースで10年間行って、本当にトータルにこの住みなれた地域で住み続けられるのかと、こういう大目標が達せられるのかという点と、それから、指標の取り方で、こういうのを目指すに当たって今回のこの指標で本当にいいのかというのが、改めて問題として出されまして、事務局としては事務局で一応内部で検討されて、それなりにこれでいいんだというお話ではありましたが、それらの指標全体のトータルの在宅施設も含めてのサービス全体の中で、本当にそれが十分に担保されているかどうかということについては、今の説明だけでは必ずしもはっきりわからないところもあると思ひますので、これは最終回に、少し改めてこの点についてはご説明いただきたいというふうに思ひます。

それでは、ほかの点いかがでしょうか。

○小林（博）委員 計画事業の表のところですか。平成25年度までの、トータルすると245項目の事業名があったのですが、それは245にこだわらずに、ふえたり減ったりしていくのかという単純な質問です。数量の問題であったり、それから、新規の事業が入っていたりしていると思ひます。また、レベルアップのレは印がついていますが、新規のものは新という印がついて

いせんがどうなのかとか、逆に25年度まで載っていた事業名のものがなくなっているとか、当然、新旧入ったり減ったり、それから、レベルアップの事業名も平成25年についていたのがなくなっているとか、ついていなかったものがレベルアップに新たになっているとか、細かくは見ていないのですけれども、それぞれ状況が変わっています。その変わっていることについて、どんなふうになっているのかということです。

それから……

○**社会長** 待って、今のところでいいですか。では、事務局お願いします。

○**久住企画課長** 今回改めてお示しをする中で、本日も議論いただく福祉・健康、まちづくり・環境分野の中では、災害のところで新規が入っております。

新規については、今後、予算要求の中で重点的に取り組むものというのを検討しておりますので、もう少し増えてくると思いますけれども、後でまたお示しをする形になると思います。

小林委員からご指摘いただいているように、245の事業を23年から25年については計画をして、このうちの13事業等については、既にもう終了確定しているものもごございます。

今回の26年から28年の事業については、現段階で208の事業を想定しています。内訳ですけれども、新規が12、次回のご検討の中でたくさん出てくると思いますが、12、レベルアップのものが67、継続をする事業が129の208となっております。

また先ほど申し上げましたように、現在予算の査定の中で、重点的に取り組んでいこうという新規事業を検討しておりますので、このうち40事業程度についてはまた別途お示しができるかなというような状況になっております。

○**社会長** はい。それでは続けてお願いします。

○**小林（博）委員** それで、最初に富田委員のほうからも出たことと関連するのですが、5月に提出した指標の案についてです。私も幾つか書かせていただいたり、この表を見ますと、上野委員さんもたくさんいろいろ案やアイデアを出してくれて、ああ、すごいなというふうに思ったんですが、我々委員というか、区民が意見として出した指標について、参考にされたと思うんですけども、大半が載っていないんですけど、どうしてこのそれぞれの委員の方の意見が、意見として取り上げられなかったのかという、そういう理由というのができれば知りたいなと思うんです。

ただ、時間が足りないので、それから、私もこれを書いたからといって絶対にそれやってくれという意味ではなく、できれば、こういう気持ちがありますよぐらいのことで提示しただけなんですけれども、せっかくやったのに何にもなく、ただ資料として載っているだけで、それに対して、何か説明をやっていただけるといいかなと。そうすれば、区民の意見というんでしょうかね、指標に対する関わりが多少なりとも出てくるんじゃないかなというふうに思いました。

○**社会長** 今のはあれですね、全体を通じてですね。特にここの部分ということではなくて……

○**小林（博）委員** 全体についてです。これに限らずにですね。

○**社会長** この点につきまして、じゃあ改めて事務局いかがでしょうか。

○**久住企画課長** 先ほど副会長からもご指摘をいただいた部分で、14号の中でまとめたものが今、小林委員からご指摘をいただいた部分で、全部をご紹介はできてはいないんですけども、14号としてまとめた(3)について、ご意見についての回答ということと、それから、新しく今回いろいろ議論いただいて、新というものが新しい指標であったり、意見を反映させたものについては太ゴシックで書いてあるというような形で、今ご指摘いただいた部分については、14号の中で経過がわかるような形での調整をしているところでございます。

○**平田副会長** 小林委員のおっしゃる全員に答えてほしいということは、私からはとめておまして、事務局の方に、お気持ちはすごくよくわかるんです。皆さん頑張ってお出されたものに対して、一つ一つ回答するのが正しいのか、それとも、それをつくるためにはコストと人の手間がすごいかかっているんですね。ですから、そのどちらを天秤にかけるかというときに、すぐれた意見は絶対盛り込んでくださいと申し上げたつもりです、事務局に。

ですが、全員に対して答えることを本当にする必要があるのかというときに、本来の業務は、この指標とか、この資料のつくり全体にありますので、区民の方々の総意で、それではやはり区民一人ひとりに答えるべきだということであれば、もちろんやり直していただくんですけど、コストと、それから、この資料自体がそんなに割とイレギュラーなものなんですよ。ですから、区は一生懸命答えようとしてつくってくれたんですけど、一問一答形式ではない形式を相談いたしました。ですから、それがやはりそれではいけないんだと思われるようでしたら、もう一度おっしゃってください。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**武智委員** 中学校PTA連合会の武智です。指標の中で新たに加えられた狂犬病予防ということに、ちょっとご質問をさせていただきます。

この中で理由の中には、世界中では流行していますけど、日本では今は確認されていないとうたっています。いつ海外から侵入するかもしれないということが書いてあるんですけど、基本的なことで、私もよくわからないので、どうやったら侵入してくるのかということ。

それとあと、前の議論でもあったと思うんですけど、この狂犬病予防というのは、基本的なことですが、毎年やるべきものなのか、また犬も高齢化が進んでいると思うので、寝たきりの犬にする必要があるのか、そういったことも含めてどういうふうにしているのか。

また、もととなるこの犬の頭数というのがないんですけども、それは文京区内では年々ふえているのかということ。

あと、全然全く逆の話になりますけれども、犬が出るのであれば猫はどうなのかということで、野良猫はいいのか。猫もそういった野良猫に対する対応というのはしなくてもいいのか、そういったことも含めて区の考えをちょっとお聞かせください。

○**小澤生活衛生課長** 生活衛生課長の小澤です。ちょっと申しわけないですが、幾つか聞き逃し

たご質問がありましたら、また後で教えていただくということで、まずは最初に、狂犬病についてどこから入ってくるのかということについて、今はペットも含めて、人も物も国境を越えて移動しておりますので、例えば海外で犬にかまれて、従前にフィリピンかなにかでもあったと思うんですけど、日本人の方がかまれて亡くなったということもありました。

それから、最近では、新聞報道等であったのですが、台湾ですか、アライグマの種類かなにかに、そういう狂犬病のウイルス、病原体が、感染しているというようなこともありました。

実は、ちょっと私、資料を持ってきていないんですが、世界地図を塗り潰して、感染の清浄地域を見ると、日本とか、むしろ感染の清浄地域は非常に少なくなっておりまして、中国大陸とかアジアのかなりの部分が真っ赤になっておりますので、そういった危機がきっとあるなというふうなことでございます。

それから、毎年ワクチンをすることについて、これはワクチンの期限といいますか、そこで医師の先生もいらっしゃいますので補足をしていただきたいと思いますが、ワクチンについて数年間の期限があるので、1回打ってずっと永続性があるワクチンではないのではないかというふうに理解してございます。

それから、猫のお話があったけれども、猫については、いろんな問題はあるんですけど、猫についても狂犬病に感染しますが、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっており、こういった法律で規制するような、そういう形にはならないということでございますので、また別の問題ではいろいろとありますけれども、野良猫についての問題はそれはまた別のところでいろいろと出ておりますので、それは苦慮するところもございます。

あと、ご質問、すみません——それから、高齢化した犬のお話があったのですが、これは前回もご質問いただきましたけれども、猶予犬ということで、平成24年度については、要するに、非常に弱ったり、もうあんまり動けないような高齢の犬なんかについては、猶予犬という制度で、平成24年度については、210頭については予防接種をしなくてもいいということでございます。

それから、犬の登録数については、文京区に登録されているのが24年度6,406、それから、前年度は6,282ということなのですが、ちょっと中長期的には、数の推移としましてはそれほど大きな動きはないのですが、ちょっと経年変化のわかる資料を出します。

平成16年に4,962頭、約5,000頭について、やや、やはり年間に数百頭ずつ上昇しておりますので、24年には6,406ということですので、大体年によって多少ばらつきはありますけれども、100ないし200台というような単位では、増えている傾向にはあるというふうに考えてございます。

それで、一方、前回もお話しましたけれども、狂犬病の予防注射の接種率につきましては、平成16年度に78%程度あったものなんですが、これが漸減いたしまして、24年度、昨年度には71%ということございまして、これについて何とか反転していきたいなというふうに考え

てございます。

あと、すみません、もし抜かしましたご質問はありましたらすみません。

○富田委員 今の継続してなんですけど、前回もここの質問にしたんですが、狂犬病というものを指標に取り上げるのは非常に唐突だと思います。

猫に続いて、ネズミのことをちょっと考えていただきたいと思いますが、この間ニュースでも都心で物すごくネズミがふえていると、これは動物との共生の事業ではないですよ。それについて区はどういうふうにお考えなのかなと思います。

それから、万が一、日本に入ってきたというようなことの対策で事業にするのは、もっともっと緊急性の高いものはいっぱいあると思うんですね。

私は非常に日本が恥ずかしいのは風疹です。先進国で日本だけだというじゃないですか。しかも、胎児に移ったら重篤になるという極めて問題なものが、日本で先進国で唯一はやっているということについて取り上げるほうが、優先順位として高いんじゃないでしょうか。

○社会長 事務局いかがでしょうか。

○小澤生活衛生課長 私ども、まず動物の共生というところでは、ちょっと分野としては、風疹のほうは分野がまたちょっと違う分野になりますが、お話があったネズミ等の駆除についても、それはそういった形のものについては行っておりますので。

あと、ちょっと繰り返しになりますが、狂犬病については致死率100%ということで非常に危険なものでもありますので、私どもとしては、もちろん動物との共生事業ということでは選択の中はあるんですが、具体的な私どもの動物の共生事業というのは、年に2回行っておりますシビックセンターにおいていろんな猫の飼い方でありますとか、動物との接し方といったようなもののパネルを張った展示会をやっておりますけれども、そういったものも当然対象事業になるのかと思いますけれども、緊急性というのを特に判断して、動物の共生ということとは若干趣を異にするというご指摘はそのとおりだと思いますけれども、それを踏まえてちょっと狂犬病のほうを挙げさせていただいたということでございます。

○富田委員 風疹のお答えがなかったんですが、もう一度。

○渡邊予防対策課長 風疹のことをお話いたします。予防対策課です。

風疹に関しましては、今年度、本当にはやりまして、全国各地でかなり成人の方向けの予防注射の推奨はしております。その公費負担もたくさん自治体が導入しているところです。

今後に関しましては、いろいろな団体、自治体も含めてですけれども、厚労省のほうに、もう少ししっかりやってほしいということは、要望を出しているところでございます。

区としましては、都の助成事業でやっているんですけども、助成金の対象以外のところの成人の方々に対して予防接種の助成もしているところでございまして、委員おっしゃいましたように、この胎児への影響というのは非常に大きな問題ということは認識しております。

ただ、これは単独、一つの区だけで完結できるものではございませんので、引き続き厚労省等

への要望などは、いろんな形でできればと思っております。

○富田委員 狂犬病対策事業が無意味だというふうに申し上げているわけではなく、優先順位としてどうなのかということを上申したのです。

それから、皆さん、委員の方にもご意見を伺いたいんですが、特別これを取り上げて、四つの指標の大事な指標に狂犬病を上げるというのはどうなんですかね。ご意見をぜひほかの方にもいただければというふうに思います。

○平井委員 狂犬病の話ですが、今ここに1%増を目指すというの、前にも申し上げたことがあります。犬を飼う人100%みんなうっていると思っていました。それが70%ですよ。だから、犬を飼った人の中、その30%の人はうっていない。あれは義務じゃないんですか、予防接種するの、法律的に。じゃないとすると、30%がまだ打っていない人がいらっしゃるのは、ちょっと怖いというのが、素人の感想です。私は犬は飼っていませんが、飼っている人は打たなくてもいいという話なんですか、これは。まずはそれを確認したいです。打たなくてもいい場合もあるんですか。

○小澤生活衛生課長 狂犬病については、ワクチンを打たないということになりますと、法律上では場合によっては20万円以下の罰金を科されるということもありますので、もちろんいいということじゃございませんが、ただ、実際上の運用としては、これ法律に基づいて罰金を取るということになりますので、私どものほうで直接行くというのではなくて、警察のほうに告発というような手続をなかなかしないといけないということもありますので、単独に運用として、今は単独でワクチンを打っていないということからだけで、警察に告発ということはなかなか現状ではしていないということもありまして、それで、そうした結果としては、私どもとしては、ですから連絡できる手段を通じて、登録はされていますので、そういった方について、より督促といえますか、注意喚起をしていくということで、少しでも上げていきたいというふうに考えています。

○平井委員 どうぞ、ひとつよろしくみんなが安心してやっていただきたいと思います。お願いをしておきます。

○辻会長 狂犬病について、ほかに皆さんで特にこの点についてご意見がある方。よろしいですか。

では、今のお二人のご意見を踏まえてご検討ください。

はい、どうぞ。

○宮本保健衛生部長 すみません、ちょっとよろしいでしょうか。

狂犬病のことが優先順位ではないのではないかというようなご意見についてでございます。風疹のことが出ましたが、風疹というのは健康づくりのところで、定期の予防接種ということで、子ども時代に予防接種をするものです。

ただ、今年問題になったのは、子ども時代に接種できなかった方で、そのまま成人になってか

かってしまったということとして、接種を受けられなかったというか、そういう制度からもれてい方がかなりいたということなんですね。

ですから、これからは、まず小児期の接種に95%以上接種していただくということで、予防接種の接種率を高めるということと、特に妊娠期などに問題になりますので、やはりそういう啓発ですね。これから妊娠、出産を考えていらっしゃる成人の方への啓発ということでは努めていくということです。今回たまたま流行したということで、今年もうすでにかかなりの接種を成人の方に受けていただきましたので、発生頻度は下がっております。今後ずっとその状態が続くかどうかというのは、経過を見ないとわからないところではございますが、時々流行するというのが感染症の特徴でもございますので、そういう点ではなかなか指標にしづらいなところなんです。基本的には予防接種の接種率全体を上げるという取り組みかなだと思っているところでございます。

もし、狂犬病予防接種率にかわるような、生活衛生環境の指標として適切なものがございましたら、ぜひご提案いただきたいと思っているところでございます。

○社会長 それでは、皆さん、これにかわる具体的な指標で、ここのセクションのもので、何かありましたらぜひお寄せください。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間も経過していますので、次のまちづくり・環境分野について、8時半少し前ぐらいまでをめどに議論をしていきたいというふうに思います。

それでは、まずこの項目について、担当の部長から説明をお願いします。

○高橋都市計画部長 都市計画部長の高橋でございます。

それでは、まちづくり・環境分野の住環境についてご説明申し上げます。資料第13号の34ページから38ページ、資料第14号の9ページをごらんください。

まず、資料14号の9ページをごらんください。7月の区民協議会でもご説明したとおり、現行計画からイ、エの二つの指標を変更し、新たな指標案として、バリア解消箇所数、コミュニティバスの日当たりの利用者数を指標としました。

アの指標、公園・緑化・景観施策について、満足又は不満足に感じている区民の割合については、7月の協議会で委員より、文京区政に関する世論調査のサンプル、有効回答、または目標数値についてご意見がございました。

統計的な視点から客観的な判断ができること、または、これまでの数値から妥当であると判断し、変更はしておりません。

計画事業につきましては、アの公園・緑化・景観施策について、満足又は不満足に感じている区民の割合の指標については、37ページの3番目、景観まちづくり事業でございます。本年5月に景観法に基づく景観行政団体へ移行し、景観法に基づいた新たな文京区景観づくり条例を11月より施行いたします。

事業概要に記載した事業によりまして、区の景観特性を生かした良好な景観づくりを推進して

まいります。

イのバリア解消箇所数につきましては、4番目のバリアフリーの道づくり、エ、コミュニティバスの日当たりの利用者数につきましては、38ページ、3番目のコミュニティバス運行事業でございます。

説明は以上でございます。

○中島資源環境部長 続きまして、資源環境部長の中島でございます。よろしくお願いたしません。それでは、まちづくり・環境分野の環境保護の項目についてご説明いたします。

この項目については、現行計画の二つの指標に省エネルギーの推進の項目を追加しました。追加した理由につきましては、資料第14号10ページ、4-2環境保護の(2)変更理由をごらんください。

(2)変更理由についてですが、LED電球の街路灯導入により、省エネルギーを推進するため追加するものでございます。

また、7月の区民協議会等で出された意見等については、(3)指標に関する意見・質問をごらんください。一つ目の委員からの意見等でございますが、「区民一人一日当たりのごみ排出量」という言葉が分かりにくいというご意見につきましては、表現についてより分かりやすいものとなるよう検討し、文章表現を修正いたしました。

また、さらなる啓発に努めるべきという点につきましては、区のほうの文章には書いてございませんが、啓発方法を工夫してまいります。

二つ目の街路灯のLED器具について、犯罪抑止効果と色についての整理についてでございますが、青色防犯灯による犯罪抑止効果は立証されていないこと、また、歩行者や地域住民にも不安感を感じさせる恐れがあることから、導入は考えておりません。

三つ目の二酸化炭素排出量の削減目標と指標の設定については、削減目標は平成31年度までに平成17年度比で総量12%、業務部門で23%の削減等となっております。

また、区全体の二酸化炭素排出量の調査に時間を要すること等から、各年度の指標には不向きなため、現行の指標で対応することといたしました。

次に、計画事業についてご説明いたします。資料第13号の40ページをごらんください。3、今後3か年の進行を管理する主な指標です。(1)二酸化炭素排出量の削減の指標として、区の事務事業における二酸化炭素排出指数を用いております。平成17年度を100とした場合の削減目標と実績をあらわしております。

次に、(2)省エネルギーの推進は、街路灯のLED器具の設置数の目標と実績をあらわしております。

次に、(3)循環型社会の形成の推進は、家庭から出るごみ量の削減目標と実績をあらわしております。

恐れ入りますが、次のページ、42ページをお開きください。

4、将来像の実現に向けた今後3か年の計画事業でございます。先ほどご説明を申し上げました指標の(1)二酸化炭素排出量の削減を達成していくための事業として、四つの事業を関連するものとして考えてございます。

まず一つ目は、環境改善舗装です。この事業は、道路に透水性舗装や排水性舗装等を実施するものです。

二つ目は、みどりのふれあい事業です。まちの緑化を推進し、環境負荷を低減させるための事業です。

三つ目は、温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みの推進です。文京区地球温暖化対策地域推進計画と文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、CO₂排出量の削減に取り組むものです。

四つ目は、文京ecoカレッジ、こちらは低炭素社会、循環型社会等にかかる講座を実施し、人材の育成とともに、協働化及びネットワーク化を推進するものです。

次に、指標の二つ目、(2)省エネルギーの推進を達成していくための事業として、二つの事業を考えてございます。

一つ目は、新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進です。住宅等への太陽光発電等の導入を促進する事業となっております。

二つ目は、街路灯LED化事業、省エネ効果の高いLED器具を導入するものです。

指標の三つ目、(3)ですが、循環型社会の形成の推進を達成していくための事業としては、4事業を考えてございます。

一つ目が、ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取り組みの推進、事業の概要といたしましては、計画策定以降、社会情勢の変化に対応するため計画の見直しを行うとともに、3Rの推進、ごみ量の抑制について啓発を行うものです。

二つ目は、資源の集団回収支援です。住民団体に対し、資源の効率的な改修やごみ減量活動の促進を働きかけるものです。

三つ目は、資源回収事業、資源となるものを集積場や回収拠点にて回収し、循環型社会の形成を目指す事業です。

四つ目は、事業系ごみ対策、事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対して、ごみの削減やリサイクルの推進を啓発するものです。

以上で、環境保護のご説明は終わらせていただきます。

○松井危機管理室長 危機管理室長の松井です。よろしく申し上げます。

それでは、4-3災害対策についてご説明をさせていただきます。資料は、第13号は44ページ、資料第14号は11ページをごらんください。

まず冒頭に、指標の説明に入る前に、前回、会長から、各委員のご意見を踏まえて、区がどのような体制をとっているのかについて、次回説明のときに少し時間をとって説明していただいて、その結果、最終的に防災の観点からはこのような指標になったということ、改めて精査して提

示してもらいたいということでした。

資料14の12ページに整理してございますが、ポイントのみお話をさせていただきますと、東日本大震災の教訓等を踏まえまして、東京都が公表した被害想定、本区の被害想定は、死傷者数、あと建物の全壊数、いずれも高い数値が示されました。この被害を最小限に抑えるために、地域防災計画に盛り込んだ対策を着実に実行するとともに、区や区民等が自助・共助・公助の役割を果たして、連携しながら地域の災害対策力を高めることが求められていると。

このため、防災訓練等への支援を実施して、区民一人ひとりの防災行動力の強化を図ることですとか、また、地域で主体的に活動するリーダーとなる人材を育成することとか、あとは、細街路等の拡幅を進めるということで、ハード面、ソフト面あわせて総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりの実現を目指すという考え方でございます。

以上のようなことから、指標でございますけれども、これまでの指標、アでは、避難所運営訓練の実施所数だけだったものを、それにあわせて防災教室ですとか、区民防災組織、あるいは、中高層マンションの防災訓練への支援の活動数を含めたものとして、地域防災訓練の実施件数という指標に、また、新たな指標としては、人材育成の観点から、防災士資格の登録者数という指標、あと細街路の部分については、整備延長からどの程度それが達成されたのか、区内の達成率ということで、細街路拡幅整備率という指標を考えていることを、前回ご提案をさせていただき、ご意見をいただいたところです。理由については今申したとおり、資料14の11ページの(2)のところにも整理をしているところでございます。

なお、その中で委員の方からいただいた意見として、一つ目の指標の中で、それぞれの訓練の内数を表記できないかというご意見をいただきました。今申したとおり、この中には避難所運営訓練、あと防災教室、あと、町会等が実施する訓練、あと中高層マンションに対する訓練、この四つでございまして、この四つをここに表記すると非常にわかりにくくなるということがございます。指標としては総数になってございますが、明確にこの四つの内訳についてはご説明させていただくことを前提に、合計の実施件数ということで考えておるところでございます。

あと、もう1点いただいた消防団の活動の指標ができないかというご意見につきましては、前回ご説明いたしましたとおり、消防団の活動の計画というのは、消防団みずからが立てまして訓練・会議等を行っているものでございまして、区の指標化には適さないというところがございます。

続きまして、資料13号の47ページでございますが、今後3か年の計画事業でございます。今ご説明いたしました一つ目の指標に関連する事業としましては、地域防災訓練等、あと避難所運営訓練ということでは一番下の避難所運営協議会運営支援、あと、48ページにあります中高層共同住宅の支援が該当いたします。

あと、2番目の指標に関連する事業としては、47ページの一番下になります避難所運営協議会運営の支援、ここが人材育成になっておるところで該当いたします。

あと、3番目の指標に関連する事業としては、48ページにございます細街路の整備が該当い

たします。

続きまして、4-4、防災・安全対策についてご説明をさせていただきます。資料は第13号は50ページ、14号は13ページをごらんください。こちらにつきましては、指標につきましては、資料14の13ページでございますとおり、アとイは今までと同様の指標でございます。刑法犯認知件数、これは区内における犯罪発生状況の目安となるということから引き続き、あと区内の交通事故死傷者数についても引き続き、先ほど冒頭にあった資料12で申しますと、成果指標ということで優先順位2番目に当たる、区の事業だけでは達成できない指標でございますが、事業の成果を測る指標となっております。

なお、新しい指標が一つ、それは前回ご説明したとおり、安全・安心まちづくり推進地区指定数ということで、資料第14号13ページの(2)にございますとおり、地域において自主的に積極的に活動を行っている団体からの申請によって指定するものであるということから、区内における安全・安心まちづくりに対する区民の意識、あと、その活動の広がりを示す目安となるということで、今回新たに加えたものでございます。

これに対してご意見いただいたものについての前回回答させていただいたものは、こちら(3)のほうに整理をさせていただいております。

続きまして、資料13の54ページに、今後3か年の計画事業がございます。今申し上げた指標のアと新たな指標に関連する事業としては安全対策推進が該当いたします。あと、その2番目以降の事業、交通安全普及広報活動、あと、総合的自転車対策の推進、コミュニティ道路整備、については、2番目の指標イに関連する事業ということで考えております。

私のほうからは以上でございます。

○**社会長** それでは、皆様のほうからご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

○**平井委員** 今の文章上ね、省エネルギーの推進でLED化をします、と書いてありますね。ところで、さっきの街灯の件、この資料14号の10ページのところですが、ここは道路環境整備のためには、青いLEDの区内での導入は考えていないという答えなんですね。これでいいんですか、この答えの文章。「省エネルギーの推進」と「道路環境整備」とは関係しない、まったく違うというんですか、これ。

○**曳地土木部長** 今のご説明ですけど、導入を考えていないというのは、青色のLEDの導入は考えていないという説明でございます。

○**平井委員** 青色じゃないものは、街灯に入れるということですね、省エネルギー推進をいう40ページのほうは。それはわかりますが、この青色の話というのは、そんなに厳密なものですか。この答えの文章は傑作？というべきですね。わかりました。どうも。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**小林(省)委員** ちょっとこれまでのご説明を聞いていて、疑問というのかな、生じたんですが、それぞれに中項目があって、中項目の政策を達成するために指標があるわけですよね。

それで、その指標の中で、先ほど4-2の環境保護についてだけ、その計画事業の全てを網羅するような形で指標、例えば、その二酸化炭素排出量の削減については、計画事業のここからここまでがかかわる、それから、LEDについてはこれだというようなご説明があったんですが、そのほかの中項目については、全てその計画事業と指標とが1対1みたいな形、ちょっと例外はありましたが、1対1みたいな形でご説明を受けていて、その指標が中項目の政策全体を改善していくというような形に捉えられていないような気がしたんですけども、そういうことでいいんでしょうかね。

つまり、ある計画事業をやればこの指標が上がる、で、この計画事業をやればこの指標が上がるという、その指標からもれてしまっている計画事業というの当然あるわけだし、そういうもので濃淡ができたりとか、あるいは、優先順位に差がついたりとか、今の説明を聞いていると、そういうような疑問がちょっと湧いてくるんですが、その辺は、全体を通しての話なんです、いかがなんでしょうか。

○久住企画課長 先ほど12号で少しご説明をさせていただきましたけれども、先ほどの小林委員からのご質問もあって、ここに盛り込む事業については、今、追加も含めて検討しております。

で、現段階では208の事業になりますので、208の全ての事業を指標にするというのは、208の指標をつくらなければならないということになるので、幾つかまとめたということもあるんですけども、そういう意味で、それぞれの項目を代表するものというような考え方をとっております。

また、代表するものだけではなくて、環境のような形で、こういったところの視点が入るといったところもありますけれども、基本的には、これを代表するものというような形での指標の作り方をしていきたいなと思っています。

それと、ちょっと外れるんですけども、これからなんです、実施計画の208になるか、250になるかちょっとわからないんですけども、そういった細かな事業、個別の事業についても、来年度以降については事務事業評価ということで、1個1個の事業についての評価は行ってまいります。

また、それと同時に、分野ごとにどの程度進んだのかということについては、今ご指摘いただいているような形の指標について議論をして、進行管理をトータルで進めていこうというふうな作りをしているということで、作りとしてはなっております。

○社会長 よろしいでしょうか。

○小林（省）委員 こういう言い方をすると失礼だけど、ご説明全体がお役所用語であって、非常にここには書いていないけれども、留意しますとか、そういうような言葉が幾つかあって、非常に我々には、事務局の方々の熱意というのかな、あるいは、本当にやるんだろうかということが伝わりにくいご説明のように、私には聞こえましたが、例えばごみ排出量のところについて、委員からさらなる啓発に努めるべきだという指摘があって、その指摘についてはそのとお

りだと思うので、そのとおりにしますというようなご説明があったけれども、そういうことを言われても、こちらには何も答えを受けたような気がしないということを感じました。

あと一つ、ちょっと具体的な話ですけれども、いいですか。LEDの街灯のこれですけれども、6,088あって、それを350個ずつかえていくというのは、非常に遠大なというか、時間のかかるような気がします。15年から20年ぐらいかかってしまうような感じですけども、こんなペースでいいんでしょうか。もっと早くすることはできないんですか。省エネ、あるいは、その環境という面を考えれば。

○曳地土木部長 LEDにつきましては、区内の街路灯、区が管理しているものについては6,088基ございます。そのうち省エネ化されていないものが約2,600基ございます。それを約10年余りかけてLED化するという計画でございまして、既に前倒しで実施しているものもありまして、この実施計画に3年間盛り込んで、その後も残りやっていくという、大体10年ぐらいかかるものと想定しております。

以上です。

○小林（省）委員 それだけかかるというのは予算の関係なんですか、時間がかかるというのは。

○曳地土木部長 予算もございまして、年間の工事量、LEDだけ工事するわけにはいきませんので、あと街路灯のやっぱり更新にも合わせていきたいと思っていますので、そういったものを含めて、約10年の計画で策定しております。

○平井委員 新エネルギー、省エネルギー機器導入の促進というところで、太陽光発電と省エネルギー機器の導入って、省エネルギー機器って一体何かというのを聞きたいんですが、その前に、その太陽光発電なんかは結構なように見えますが、これは私が不確かなのかもしれませんが、メンテナンスや何かは大変で、あるいは、5年、10年すれば、例えば撤去しなければならないというときに、どうしたらいいかというのは、あんまりよくできていないというあれを聞いたこともあるんで、私の知識が不確かなのかもしれませんが。そのあたり研究しておられるかどうか、ちょっとまず最初はそれを伺いたい。

○小野環境政策課長 新エネルギー、省エネルギーにつきましては、今のところメインとなるのは、やはり太陽光発電、それから、ガスですとか電気の高効率の給湯器でして、それを家庭で使っていただくというものがメインになると思います。

太陽光発電につきましては、耐用年数が過ぎた後、これについてリサイクルというのは、まさに今検討している最中ではございまして、今後の課題だと思います。

○平井委員 そうですね、個人なんかでそういう器具をつけてしまったら、そのメンテナンス等ときに大変になってしまうなんて話もちらりと聞いたりしますんで、私もやりたいなと思いつつ、戸惑ったりもしています。そのあたりは、区でつけるならどこへつけるか知りませんが、そのあたりを研究をしながら、これを進めてください。省エネルギーは結構なことですから。

今のLED化ですが、じゃあ、次のように区の回答として挙げたらいいんじゃないの。つまり

安心できる道路環境整備のため、青いLEDの区内での導入は考えていないとぶっきらぼうで終わってしまわないで、いや、青色はやらないけど、省エネ化としてのLEDは、こっちはやるようにしますと答えたほうが、行政的姿勢としてずっと親切そうに見えるんですが、どうでしょうか、そのあたりの回答方法は。

○**曳地土木部長** おっしゃるとおりだと思います。訂正させていただきます。

○**社会長** そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○**武智委員** 先ほどから青色の街路灯のことが出て、私が言ったことなので、何かちょっと気持ち狭い思いがしているんですが、ただ確かにニュースでは、埼玉のほうで青色を導入して犯罪が減ったということをやっておりましたので、そういう意見を述べさせていただきましたので、一言つけ加えさせていただきます。

ただ明るければいいというものじゃないと思うんで、その辺はやっぱり文京区としても犯罪の多い地域というのは把握されていると思いますので、そういうところには何らかのそういった、ただ明るくするだけではなく、何らかの街路灯をふやすとか、それであれば、そういったこともぜひご検討をいただきたいと思います。

それとあと、これも私が前回意見を出した中で、ちょっとこの文章が議事録とは違っているんですけど、消防団の活動についての指標というのができないというようなことが書いてあるのが、私、以前に意見を述べたのは、消防団員の数が減っているんじゃないかと、それであれば消防団員数が、実際に活動していただける消防団の方をふやすような形をとっていくべきではないかということで意見を述べさせていただきましたので、現在、消防団員数がどういうふうになっているのかということ改めて伺いたいのと、あと、防災士の資格の指標というのが出ておりますけれども、この防災士という方、今現在75名が基本となるということなんですが、この75名の方というのは消防団の方とは全く関係ない方なのか、もしそれが消防団の方とダブってあるのであれば、やはりある程度、防災士と消防団というのはイコールになるのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○**社会長** 事務局お願いします。

○**松永防災課長** 消防団の現状ですけど、定員は一応200名ぐらい、小石川消防団も本郷消防団も200名ずつということにはなっていますが、大体、今の段階では両団とも一応200名超えているぐらいか、年によってはやっぱりちょっと下がったりとか、そういう微妙な数字にはなっております。

消防団と防災士ですが全く別物です。消防団の中にもしかしたら防災士の資格を持っている方もいらっしゃるかもしれませんが、全く別物と捉えてください。ですので、余りそことの連動性というものはちょっと考えてはいません。

○**武智委員** ただ、実際、例えば災害が起こった場合というのは、消防団と防災士というのは、

ある種、協力していかなければいけないと思うんですけども、消防団に関しては団長の指示で動くという話で、じゃあ、防災士の人というのは、その消防団とのかかわりというか、その辺がちょっとよく理解できないんですけど。

○松永防災課長 消防団はあくまでも今委員の方が言われたように、消防団長の指示のもと、基本的には火災とか人命救助の対応に当たるというのが基本であって、防災士の人というのは、いわゆる資格ですから、消防団の方と行動をともにすることはまず考えられないです。

あくまでも地域に残って、その方がその地域のリーダーとして、日ごろからどれだけ地域の方に対してその防災の意識を向上させたり、いざというときの災害時には、例えば先導して避難所の運営に当たるかもしれませんし、地域に残って近所の方を救助するかもしれないし、そういった形で、消防団と防災士は全く別物というふうに考えております。

○平井委員 その「防災士」さんというのは、何か印のようなものをそのときつけておられるのですか、何かの場合に、バッチとか。

○松永防災課長 いや、まだそういう段階にはなっていてなくて、今後、だからこの資格の人がふえることによって、そういったものも考えていく必要はあるとは思いますが。

○辻会長 あとご質問の中にあつた、消防団員の数を目標にしたかどうかということですね、一応満たしているというご回答がありましたけれども、これについてはどうですか。

○松永防災課長 基本的に、区の事業にかかわるものということをもとに基本を考えてしまうと、消防団というのは東京都の管轄に入ってしまうので、余りちょっと区の指標には適していないのかなというふうに考えております。

○辻会長 普通は消防は市町村なんですけれど、23区の場合は東京都がやっていますので、特殊事情から都の事業になるのではという説明だと思いますね。

その他いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小林（博）委員 単純な数値の質問なんですけど、疑問点があつたのでお伺いしたいんですが、40ページの(1)の二酸化炭素の排出量の削減という区の事業の表がありますけれども、24年度が突出しているんですね。98.2ですか、指数のほうが。7月の末に実施した区民協議会的时候には、この部分はなかったんですけど、今回これが示していただいているわけですけど、17年を100にしてずっと年がたっているわけです。ここだけ出ているのは何か理由があるのかなと。もし、この表を出すですると、恐らく同じような疑問を持つ方がいるのじゃないかと思うんですけど、ちょっと教えていただければ助かります。

○小野環境政策課長 環境政策課長です。この二酸化炭素の排出量といいますのは、電気事業者が出します、その電気を起こす際にどのぐらい二酸化炭素を出しているかということでして、大体、東京電力、これがその指標のもととなっております。

東日本大震災で原子力発電所が被災したということで、排出係数が上がって、それが24年度

に反映された結果、どうしても二酸化炭素排出量が増えたという形になっております。

要するに、今まで原子力発電で二酸化炭素を出していなかったんですけども、東京電力は火力発電が今度はメインになったということで、どうしても二酸化炭素がたくさん出ると、その係数が上がったために、計算をすると上がったという状況になっております。

○小林（博）委員 そうしますと、25年度はぐっと減っていますよね。1年足らずでそういうふうなまた原発の影響が解消されるんですかね、よくわからないんですが。

○小野環境政策課長 これについては、今は区のほうで行っております実行計画、この目標値を書いているという状況でございます。たまたま昨年度が排出係数が上がって、数的に二酸化炭素の排出量が増えてしまったという状況なんです。

ですから、目標に向けて今後取り組んでいくという形の数字を出しているという状況であります。

○辻会長 もう少し記述が具体的でない、少しわかりづらいかもしれませんね、この状況についてはですね。これを見て、それを全部多分理解できないので、どこまでこの計画レベルで詳しく書くのかという問題はありますけれども。

○平井委員 それで、この指数の数字、これパーセントとか、どういう意味をもつのかなあこれ……。そのどこかを100とした場合の、何%、文京区内のどこか1点を決めて測っているわけですね。区役所のところですか……。

○小野環境政策課長 これは文京区役所という形で出しております。

○平井委員 いや、大体、この二酸化炭素の濃度というのは文京区だけで努力しても、東京という大都会の中ではなかなか減少させるというのは難しいかなとちょっと思ったりしますもので、どうも結構です。

○辻会長 その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で、福祉・健康及びまちづくり・環境分野の検討を終わりたいと思います。

委員の皆様には、審議にご協力いただきまして、ありがとうございます。

最後に、今後の流れにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○久住企画課長 次回につきましては、第7回になります。10月23日の水曜日、午後6時30分から、こちらの会議室で実施をいたします。

次回につきましては、今回議論をいただかなかったコミュニティ・産業文化の分野と、行財政及び子育て・教育の分野についてのご検討をいただきます。

また、資料をお持ちにならない方は、席に置いておいていただければと思います。

また、今回同様、次回についても計画、今回は個別の事業についてお示しをいたしましたので、個別の計画の事業についてご意見のある方については、事前にメールやファクス等でご意見をいただければというふうに思っております。

それらのご意見については、恐れ入りますが、10月15日までにご提出をいただければ幸い

というふうに考えてございます。

また、次回の資料についても、早急にお送りする形をとらせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○**辻会長** どうぞ。

○**富田委員** すみません。最後になりまして、二つお願いがあります。

一つは、先ほど最初にご説明あった来年の1月の会議が、我々の協議会の一応最後ということで理解していますが、パブリックコメントも終えた後の協議会ということで、ぜひご検討をいただきたいのは、区長さんにこの協議会に出席いただけないか。

我々委員がいろいろこれまでの話し合いで感じたことを、総論みたいな意見交換の中で、ぜひ区長さんに直接聞いていただきたいこともあろうかと思っておりますので、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

それから、もう一つ、議事録でいつも感じていることがありまして、これもぜひ今後ご検討いただきたいんですが、この協議会の議事録、例えば今日第5回のが議事録が出ておりますけれども、委員のところは委員の名前がこうずらっとあるんですが、団体推薦委員の属性がわからないんですね。確かに全員区民ではあるわけなんですけど、推薦いただいた方はどなたなのかということをご存知りたいと思う方も、区民の中にいると思うんですね。開かれた区政を標榜にされていますし、それから、どのような方がどの団体を代表しているのかと。それから、一般区民は25%以上を目標になんていうのもやっているわけですから、ぜひこれからはこの協議会だけではなくて、全協議会、審査、審議会とかあろうと思っておりますが、属性を明らかにしていただくようにご検討いただきたいというふうに思います。

○**久住企画課長** 1回目にもお示しをしている委員名簿があつて、ホームページにもどこの団体からご推薦をいただいているかということについて載せてありますので、そちらをごらんいただければとは思いますが、それでちょっとかえたいとは思っています。

○**富田委員** 今のご回答では私は満足できませんので、その都度、何%の比率で一般区民の代表かというのを確認していきたいと思っているんですね。開かれた区政を標榜されるのであれば、ぜひ今後ご検討をいただきたいと思っております。今日の回答でなくて結構ですからご検討ください。

○**辻会長** よろしいですか。

はい、どうぞ。

○**小林（省）委員** すみません、ちょっとこだわるようで申しわけないんですけど、指標のこのカテゴリー分けみたいな最初に資料12号でご説明いただいたものを、実際にそれぞれの分野で説明された指標が、その中のどのカテゴリーに当たるのかというのが、ちょっと私はわからない部分があるので、きょうはもう終わってしまったのであれなんですけれども、きょうの最終的な資料であるとか、あるいは、今度の説明のときに、例えば、優先順位であれば1、2、3とあるわけだから、これは余りうまくいかなかったのが3であるとか、1であるとか、そういったこと

がご説明なり、その資料を見ればわかるような形なりにしていただけるとありがたいんですが。

○**社会長** それは確かに、今後資料管理をしていく上でも一つ目安になりますので、ちょっと可能かどうか、ちょっと次回まで工夫してみてください。よろしいでしょうか。

それでは、以上で第6回の協議会を終了します。

ありがとうございました。